

亀ヶ崎コミュニティ振興会慶弔規定

(対象及び内容)

慶弔費の支出対象及び内容は、次のとおりとする。

- 1 亀ヶ崎コミュニティ振興会会則第5条に規定する役員のうち、評議員を除く者が死亡した時は、香典10,000円を贈る。
- 2 その他、会長、副会長の三役の総意で必要と判断した者については、贈呈内容をその都度協議して定める。
- 3 慶弔で贈呈した場合の返礼は受けないものとする。